

告示

埼玉県告示第三百五号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和四年四月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

| 種類 | 路線名 | 区間 |
|----|---------|--|
| 県道 | さいたま菖蒲線 | 上尾市大字原市字七番耕地一三三五番一地先から 同市大字原市字七番耕地一三一七番一地先まで |
| 県道 | 川越栗橋線 | 桶川市大字加納字笹原一〇九番一地先から 同市大字加納字峯四五九番一地先まで |
| 県道 | 蓮田鴻巣線 | 桶川市大字加納字原一五七六番四地先から 北足立郡伊奈町寿二丁目一番地先まで |
| 県道 | 上尾環状線 | 上尾市東町二丁目一四五二番一地先から 同市大字原市字七番耕地一三三三番七地先まで |
| 県道 | 上尾環状線 | 上尾市大字原市字九番耕地一四四一番一地先から 北足立郡伊奈町大字小室字別所二九六〇番五地先 まで |
| 県道 | 堀兼根岸線 | 狭山市大字上奥富字戸張二二〇番二地先から 同市柏原字円光寺窪三七一番一地先まで |

二 指定する期日

令和四年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれが

あるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。